

(14) 信用取引に係る配当落調整額等

- 36・37 共—23 信用取引に関し、株式の買付けを行った者が証券会社から支払を受けるべき次に掲げる金額は、当該買付けに係る株式の取得価額から控除するものとし、株式の売付けを行った者が証券会社に対し支払うべき次に掲げる金額は、当該売付けに係る株式の譲渡による収入金額から控除するものとする。
- (1) 配当落調整額（信用取引に係る株式につき配当が付与された場合において、証券会社が売付けを行った者から徴収し又は買付けを行った者に支払う当該配当に相当する金銭の額をいう。）に相当する金額
 - (2) 権利処理価額（信用取引に係る株式につき、株式分割、株式無償割当て及び会社分割による株式を受ける権利、新株予約権又は新株予約権の割当てを受ける権利が付与された場合において、証券会社が売付けを行った者から徴収し又は買付けを行った者に支払う当該引受権に相当する金銭の額をいう。）に相当する金額

【解説】

証券会社では、信用取引を行っている銘柄に係る株式につき、配当又は新株予約権などが付与された場合には、一定の方法により計算した配当落調整額又は権利処理価額に相当する金銭を、徴収し、又は交付することとしている。

また、配当落調整額又は権利処理価額に相当する金銭の徴収・交付は、実質的には、顧客が売付け又は買付けをした株式の売買価額の修正としての意味を有するものである。

本通達は、配当落調整額又は権利処理価額に相当する金銭の徴収・交付についてその徴収・交付の基となった株式の取得価額又は収入金額の調整として取り扱うことを示したものである。

【改正の趣旨等】

配当落調整額などの権利の処理に関する取扱いを定めた「制度信用取引に係る権利の処理に関する規則」が平成18年5月1日に改正されたことに伴い、用語の整理を行った。